

令和3年3月30日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：日本光電工業株式会社
業者の住所：東京都新宿区西落合1-31-4
2. 指名停止措置期間：令和3年3月30日 ～ 令和3年4月29日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、日本光電工業（株）の社員3人が、国立大学法人三重大学医学部附属病院の医療機器納入の一般競争入札をめぐり、同病院臨床麻酔部元教授に自社製品の納入を依頼し、同社が確実に受注できるよう便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める一般社団法人BAMエンカレッジメントの口座に現金200万円を振り込んだとして、令和3年1月6日、愛知、三重両県警より贈賄容疑で逮捕されたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる日本光電工業（株）の社員3名が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第4号ロ（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 構木 和宏（内線 2511）
 （契約課直通：TEL092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 柴田 裕二（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL092-418-3345）